

平成 22 年 10 月 6 日
消費者庁食品表示課

玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う御意見募集

1. 意見募集の趣旨・対象

消費者庁では、以下の品質表示基準の見直し作業を行います。

つきましては、下記の要領にて国民の皆様から広く御意見を募集いたします。
お寄せいただいた御意見につきましては、検討の参考とさせていただきます。

玄米及び精米品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 515 号）
別添参照

2. 意見募集期間

平成 22 年 10 月 6 日から平成 22 年 11 月 4 日まで

3. 御意見の提出方法

御意見は、1. に関する現状の問題点とその改善案、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) FAX
- (3) 電子メール

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【1】タイトル（「玄米及び精米品質表示基準に関する意見」と御記入ください）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあっては名称 / 部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあっては業種） 任意
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス（お持ちの場合）
- 【7】意見

4. 意見提出先

住 所：〒100 - 6178

東京都千代田区永田町 2 - 11 - 1 山王パークタワー 5 階

消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

F A X : 0 3 - 3 5 0 7 - 9 2 9 2

電子メール : i.shokuhin@caa.go.jp

5 . 注意事項

ファックスでお送りいただく場合には、表題を「玄米及び精米品質表示基準に関する意見」としてください。

郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。

お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。

御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容（案）

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されます。

玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されている場合は、米トレーサビリティ法に基づく産地情報を根拠として、都道府県名等の表示ができるよう見直します。

なお、平成22年6月に閣議決定された規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日 閣議決定）の中で、米の産年・品種表示について検討を開始することになっています。（ ）

また、消費者庁では品質表示基準の制定・見直しにあたって、消費者が飲食料品等の購入に際しての選択を手助けする手段として、消費者にわかりやすく、事業者に使いきやすい基準になるよう、流通実態や国際基準の動向のほか、日頃から寄せられる提案・苦情も参考としています。このような中で、以下のような要望を受けています。

消費者庁に寄せられている主な要望

農産物検査法を根拠としない産地、産年及び品種の表示

産地、産年及び品種の表示義務化

ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示義務化

()

規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日 閣議決定）（抜粋）

3．農業分野

規制改革事項

米の農産物検査法（「産年」や「品種」の表示）のあり方について

<一定の場合に農産物検査法の証明を省略して産年・品種を表示可能に>

対処方針

米の産年・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。

<平成22年度検討開始・できる限り早期に結論>

玄米及び精米品質表示基準

制定 平成12年 3月31日農林水産省告示第 515号

改正 平成14年 5月 2日農林水産省告示第1008号

改正 平成21年 1月 9日農林水産省告示第 25号

(適用の範囲)

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)の別表に掲げる農産物のうち、玄米及び精米(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)に適用する。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。
精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。
もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。
うるち精米	もち精米以外の精米をいう。
原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。

(表示事項)

第3条 玄米及び精米の品質に関し、販売業者(精米につき、精米工場が表示する場合には、その者を含む。以下「販売業者等」という。)が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 原料玄米
- (3) 内容量
- (4) 精米年月日(原料玄米を精白した年月日をいう。以下同じ。)
- (5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号

2 玄米にあつては、販売業者が表示すべき事項は、前項第4号に掲げる事項に代えて、調製年月日(原料玄米を調製した年月日をいう。以下同じ。)とする。

3 輸入品であつて、精米年月日又は調製年月日が明らかでないものにあつては、第1項第4号又は前項に規定する事項に代えて、輸入年月日とする。

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

玄米にあつては「玄米」と、もち精米にあつては「もち精米」と、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載すること。ただし、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものにあつては「胚芽精米」と記載すること。

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年(生産年をいう。以下同じ。)が同一である原料玄米を用い、かつ、当

該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあつては、「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「 産 割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「 」には国名、「 」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ。）。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアに規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア) 複数の証明米について表示する場合にあつては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。

(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあつては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して「未検査米 割」と記載することができる。

(3) 内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあっては、精麦又は雑穀を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称にその重量及び単位を併記して記載すること。

(4) 精米年月日

ア 調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(I)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」とすること。

(ア) 平成12年4月1日

(イ) 12.4.1

(ウ) 2000.4.1

(I) 00.4.1

イ 調製年月日、精米年月日若しくは輸入年月日の異なるものを混合したものにあっては、最も

古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載すること。

2 前条に規定する事項の表示は、前項第2号アの場合にあっては別記様式1により、同号イの場合にあっては別記様式2により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(5)及び(6)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。

- (1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語
- (3) 未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す用語
- (4) 「新米」の用語(原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器に入れられ、若しくは包装された玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器に入れられ、若しくは包装された精米を除く。)
- (5) 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地(国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。)、品種又は産年を表す用語(使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。)
- (6) 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあっては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語

別記様式1(第4条関係)

名 称	産 地 品 種 産 年		
	原 料 玄 米		
内 容 量			
精 米 年 月 日			
販 売 者			

別記様式2(第4条関係)

名 称	産 地	品 種	産 年	使 用 割 合
	原 料 玄 米			
内 容 量				
精 米 年 月 日				
販 売 者				

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する12ポイント(内容量が3キログラム以下のもの)にあっては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイ

ント)の活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

- 3 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と記載することができる。
- 4 産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その項目を省略することができる。
- 5 産年及び精米年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米年月日の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。
- 6 玄米にあつては、この様式中「精米年月日」を「調製年月日」とすること。
- 7 輸入品であつて、調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあつては、この様式中「調製年月日」又は「精米年月日」を「輸入年月日」とすること。
- 8 表示を行う者が精米工場である場合にあつては、この様式中「販売者」を「精米工場」とすること。
- 9 この様式は、縦書とすることができる。
- 10 この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。

附 則

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に販売される玄米及び精米に適用する。

附 則(平成14年 5月 2日農林水産省告示第1008号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成14年8月31日以前に販売される玄米及び精米の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成21年 1月 9日農林水産省告示第25号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に販売される玄米及び精米の品質に関する表示については、この告示による改正前の玄米及び精米品質表示基準の規定の例によることができる。

玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されます。玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されている場合は、米トレーサビリティ法に基づく産地情報を根拠として、都道府県名等が表示できるよう見直します。

現行の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	未検査米			10割

改正案の表示イメージ

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	県産			7割

農産物検査の証明にかかわらず米トレーサビリティ法の伝達情報に基づき産地名に都道府県名等が記載できるよう見直しを行います。

玄米及び精米品質表示基準の概要

適用の範囲(第2条)

・玄米及び精米(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)に適用する。

該当製品 玄米、精米(うるち・もち)、胚芽精米

表示事項(第3条)

・名称、原料玄米、内容量、精米年月日等、販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号

表示禁止事項